

八校前適性相談のご案内

北海道障害者職業能力開発校では、平成17年度の入校希望者を対象に障害の程度や能力に応じた訓練科目が選択できるよう、次により相談を行っておりますのでお気軽におこしください。

相談申込先及び相談場所

北海道障害者職業能力開発校

〒073-0115 砂川市焼山60番地

TEL(0125)52-2774 FAX52-9177

*相談を希望される方は、事前に電話かFAXで申し込んでください。

相談期間

平成16年7月1日(木)から平成17年2月25日(金)まで
午後9時30分～午後3時00分まで(土・日曜日・祝日及び夏期休暇・冬期休暇を除く)

*午前は9時30分、午後は1時30分から行います。

持参する書類

相談を受けられる方は、障害者手帳、療育手帳、又は障害を確認できる書類を持参してください。

訓練科目

●情報ビジネス科 ●プログラム設計科 ●プリントメ
ディア科 ●家具工芸科 ●CAD機械科 ●建築設計科
●ショップマネジメント科 ●被服縫製科 ●被服縫製
科作業実務コース

その他

交通費及び参加手当の支給はありません。遠方の方で宿泊を希望される方は寄宿舎を利用できます。(実費負担)

*詳しくは、北海道障害者職業能力開発校又は最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。

児童手当等が小学校3年生まで拡大されます

支給対象年齢が、現在の義務教育就学前(6歳到達後最初の年度末)までから、小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の年度末)までに拡大されます。

新たに、児童手当等を受けようとする児童の保護者の皆様については、市区町村の窓口(公務員の方は勤務先)で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、法施行日(平成16年6月18日)より、平成16年9月30日まで受け付けたものに限り、特例として4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

平成16年度小学校入学児童等の保護者の皆様

平成9年4月2日生まれ～平成10年4月1日生まれ

平成16年3月31日まで幌延町にて児童手当を受給しており、かつ4月1日以降も幌延町に住所のある保護者の方は、新たに認定請求の手続きは必要ありません。(児童手当等は4月分以降も引き続き支給されますが、6月分以降の支給については現況届が必要となります。)

平成16年4月1日以降、幌延町に転入してきた保護者の方は、前住所地で認定請求等の手続きを

行い、幌延町でも認定請求等の手続きが必要となります。

平成16年度小学校2・3年生の児童等の保護者の皆様

平成7年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ

現在、児童手当等を受給していない保護者の方は認定請求が必要となります。また、すでに児童手当等を受給している保護者の方は額改定認定請求が必要となります。なお、認定請求等を行う場合に必要な添付書類は、

- 健康保険被保険者証等の写し(申請者が厚生年金加入者等の場合)
- 所得証明書(幌延町に平成15年1月1日以降に転入した者のみ必要)



- *4月、5月分の認定請求等には平成14年分所得証明が必要となり、6月分以降の認定請求等には平成15年分所得証明が必要となります。

【注】所得が一定額以上の場合、児童手当等が支給されない場合があります。

詳しくは役場町民課福祉住民係に
お問い合わせください。(内線158)